

第4回 所有権留保の補足説明

2018/09/18

1 譲渡担保と所有権留保の異同

両者は（移転されたまたは移転しない）所有権によって担保の機能を果たそうとする点で共通しており、判例・学説ともに、実質的な担保機能に即して清算義務を課し、譲渡担保設定者や留保買主にも何らかの物権的地位を認めて保護を図ろうとする傾向があります。担保権的構成と所有権的構成が基本的に対立しつつも、歩み寄っており、法律構成から論理必然的に帰結が導かれぬ点も譲渡担保と同じです。なお、道垣内説では、譲渡担保の場合の設定者留保権と所有権留保の場合の買主の物権的期待権とは、ほぼ同内容でしょう。

他方、次のような違いもあります。所有権留保の場合には、被担保債権と留保対象物に密接な関連があつて価値的にほぼ等価となり、かつ中古物は急激に価格が低下します。それゆえ、清算金が（まったくまたはわずかし）発生しないことが多く、清算義務を譲渡担保の場合ほど強調する必要がありません。また、譲渡担保には対抗要件としての占有改定が必要だとされますが、所有権を約定の時期まで移転しない、または売買代金の完済を条件として移転する、という所有権留保では、「動産の譲渡」＝物権変動がないので対抗要件は不要であると考えられています（判例・通説。占有改定や明認方法を対抗要件とする見解はあります）。

自動車購入代金を立替払した信販会社が立替払金等を被担保債権として自動車の買主の民事再生手続において所有権留保を主張するためには、再生手続開始の時点で信販会社自身を所有者とする登録を要するとの判例があります（最判平22・6・4民集64巻4号1107頁。代位の範囲では登録不要という判断もありえたいと思います）。他方、参考判例⑥は、売買代金債務を弁済した保証人が、売主の登録のある自動車の留保所有権を弁済者代位により行使する場合には、信販会社の登録は不要だとします。ただ、売主の登録が不要であるとは言っていない。対抗要件不要だが破産法上の権利行使には権利保護要件としての登録が必要との見解もあり、判例の見解は、必ずしも明らかではありません（田高・参考文献A32頁）。

2 所有権留保の場合における転買主保護の方法

参考判例①は権利濫用構成を採っていますが、一般条項によるため、どのような事実があれば権利濫用になるのかという限界線が明確ではなく、学説から批判されています。転売授権、特殊な即時取得などの法律構成が対案として提案されていました（道垣内弘人「①判批」商法（総則・商行為）百選第5版〔別ジュリ194号〕（2008年）120頁＝同『非典型担保法の課題』（有斐閣、2015年）236頁参照）。

しかし、当時は、債権譲渡担保における取立委任や流動動産譲渡担保における転売授権（最判平18・7・20民集60巻6号2499頁：プリハマチ事件）が考えられていなかった時代なので、現在の判例が権利濫用構成にこだわるかどうかはわかりません。

転売授権についての道垣内説には曖昧なところが残ります。上記の判例評釈（121頁＝『非典型担保』240-241頁）では、転売授権と特殊な即時取得を選択的に捉えている一方、別の論文では、転売授権による承継取得を認めることを前提としたうえで、転売授権の権限外の処分についてさらに192条を適用するという2段階の保護を示唆しています（道垣内弘人「無権限者からの即時取得」法教300号（2005年）97頁）。教科書では、転売授権による承継取

得を認めることが明確でなく、192条による保護に注意が引かれてしまいますが、転売授権の範囲内の処分では転買主が所有権留保について悪意であっても担保権から自由な所有権を取得できるとするものと思われまゝ（第3版363頁と364頁の**の補注。第4版が手元ないのでその頁は後から補充します）。

3 所有権留保に基づく物上代位

直接根拠になる最高裁判例はありません。譲渡担保に基づく物上代位を肯定した参考判例④を援用したのは、同事件の事例が所有権留保としても構成可能な事例であること、適法な転売授権がある事例としても参考になること、および、実際に転売代金債権に対する物上代位が肯定されていること、によります。譲渡担保に基づく物上代位を肯定した別の判例（最判平22・12・2民集64巻8号1990頁）を補強的に援用してもよいのですが、この判例は流動動産譲渡担保の固定化後の事例であり、対象も保険金請求権なので、本件とは少し違いがあります。

学説では十分な議論が展開されていません。道垣内（第3版363頁）は、譲渡担保の場合と同様の理由で物上代位を認めません。譲渡担保に関する記述（第3版308-309頁）は、わかりにくいのですが、所有権喪失者に優先権を認めない点を変えない以上、所有権に基づく物上代位は認められないとしています。途中に挟まっている「このような所有者としての優先権」は、いわば仮定法で語っているにすぎないように思われます。

なお、Cが売買契約に基づく所有権移転の不履行を理由に契約を解除することができれば、物上代位の対象となる転売代金債権がなくなります。しかし、このようなCについてもXによる授権または追完により所有権取得が肯定されるのであれば、履行不能解除はできません。

4 Yの第三者異議と妨害排除請求の被告適格

Xとの関係で、30台の本件機械についてYが所有権を取得できないということを強調するならば、Yは第三者異議を主張することはできず、逆に、Zからの妨害排除請求の被告適格も有しません。

ただ、Xとの関係では劣後するものの、Yは譲渡担保権を取得しており、第三者との関係では相対的に権利主張ができる、という構成も不可能ではありません。すなわち、YがEの差押えを排除することはXの先順位の担保権をも保護する限度で可能でしょう（これに対して、前掲最判平18・7・20を参考にすると、Aに対する引渡請求は、Xの先順位担保権の行使機会を奪う私的実行なので許されない）。また、Zの保護のためにαに対する支配権を有するYにも妨害排除責任を認めることも可能でしょう。

なお、参考判例⑤も、被担保債権の弁済期以後、Xに妨害排除責任を認めています、AやYの責任を否定しているわけではないと思われまゝ。他人の土地に無権限で建てられた建物の収去責任について、実質的所有者と並んで、建物を建てた後にその所有権を譲渡したものの登記名義が残る者についても責任を認めた判例（最判平6・2・8民集48巻2号373頁）も、同様に被害者保護の点で被告適格を拡大したものと思われまゝ（ただし、登記・登録のない動産が問題となっている本件では、直接の参考にはなりません）。

5 事実上の倒産

本件ではAが「事実上倒産」していますが、これは、Aが支払不能に陥っているなど、破産・民事再生・会社更生手続開始の原因（破産15条・民再21条・会更17条）があるけれども、手続開始の申立てがされておらず、これらの手続が開始していない、という事実関係を意味しています。事実上の倒産にとどまるかぎり、破産法・民事再生法・会社更生法に特有の規律は適用されません。詐害行為取消権と否認権の関係を説明する際によく指摘されることですが、実際には、破産手続等が開始される場合よりも事実上の倒産の方が多いです。